

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス（第591号）

2022年1月14日 | みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部

～当局政策関連～

平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

■ 注目トピックス

国家インターネット情報弁公室、ネットワーク安全審査弁法を発表

国家インターネット情報弁公室は2022年1月4日、国家発展改革委員会や公安部、国家安全部など12部門と連名で『ネットワーク安全審査弁法』を公布しました。同弁法は『国家安全法』、『インターネット安全法』、『データ安全法』、『重要情報インフラ施設安全保護条例』の方針に基づき、安全性審査の内容や関連手続きを明記しています。パブコメ中の『インターネットデータ安全管理条例』と同様に、100万人超の個人情報を取り扱うインターネットプラットフォーム事業者が外国市場に上場する場合、事前に安全性審査を受けることを義務付けています。同弁法は2022年2月15日より実施します。

■ 直近の重要政策

金融政策

- ✓ 国家外貨管理局によるクロスボーダー貿易投資のハイレベルな開放の試行
(国家外貨管理局、22/1/4)

財政政策

- ✓ 2022年の新エネルギー車の普及・応用に係る財政補助金政策に関する通知
(財政部等、21/12/31)

貿易政策

- ✓ 『国内貿易発展の第14次五カ年計画』の発表に関する商務部等22部門の通知
(商務部等、21/12/31)

最低賃金

- ✓ 中国各省・自治区・直轄市の月額最低賃金の推移
(各地人力資源社会保障局等、22/1/10時点)



MIZUHO

瑞穂銀行

— WeChat公式アカウント —

■ 注目トピックス

国家インターネット情報弁公室、ネットワーク安全審査弁法を発表

『ネットワーク安全審査弁法』¹(以下、弁法)は、2020年4月13日に公布された『ネットワーク安全審査弁法』(以下、旧弁法)の改定版であり、パブコメ中の『インターネットデータ安全管理条例』等との整合性を図りながら、安全性審査の内容や提出書類、流れに関する規定を明確化しています。また、今回の改定版では、新たに100万人超の個人情報を取り扱う大手インターネットプラットフォームの外国上場に対する安全性審査の義務付けを盛り込んでいます。弁法の主な内容については以下の通りです。

□ 安全性審査の実施対象

安全性審査が義務付けられる対象企業は以下の2種類となります(図表1ご参照)。

【図表1】安全性審査の実施対象



(弁法に基づき、中国アドバイザー一部作成)

□ 安全性審査に関する提出資料

対象企業はネットワーク安全審査弁公室(国家インターネット情報弁公室に所属)に対し、安全性審査を申請する際、以下の資料を提供しなければなりません。

- ① 申請書
- ② 国の安全に影響するまたは影響する可能性の有無についての分析レポート
- ③ 調達文書、協議書、調印予定の契約書もしくは提出予定のIPO(株式新規公開)等の上場申請書類
- ④ 安全性審査に必要なその他の資料

□ 安全性審査の内容

安全性審査は以下のリスク要因を重点的に評価します。⑤と⑥は今回新たに追加されたものです。

- ① 製品及びサービスの使用により、重要情報インフラ施設が不正に支配され、妨害もしくは破壊を受けるリスク
- ② 製品及びサービスの供給停止が重要情報インフラ施設の事業継続性に与える影響
- ③ 製品及びサービスの安全性、開放性、透明性、提供者の多様性、供給ルートの信頼性及び政治、外交、貿易等の要因により供給が中断するリスク

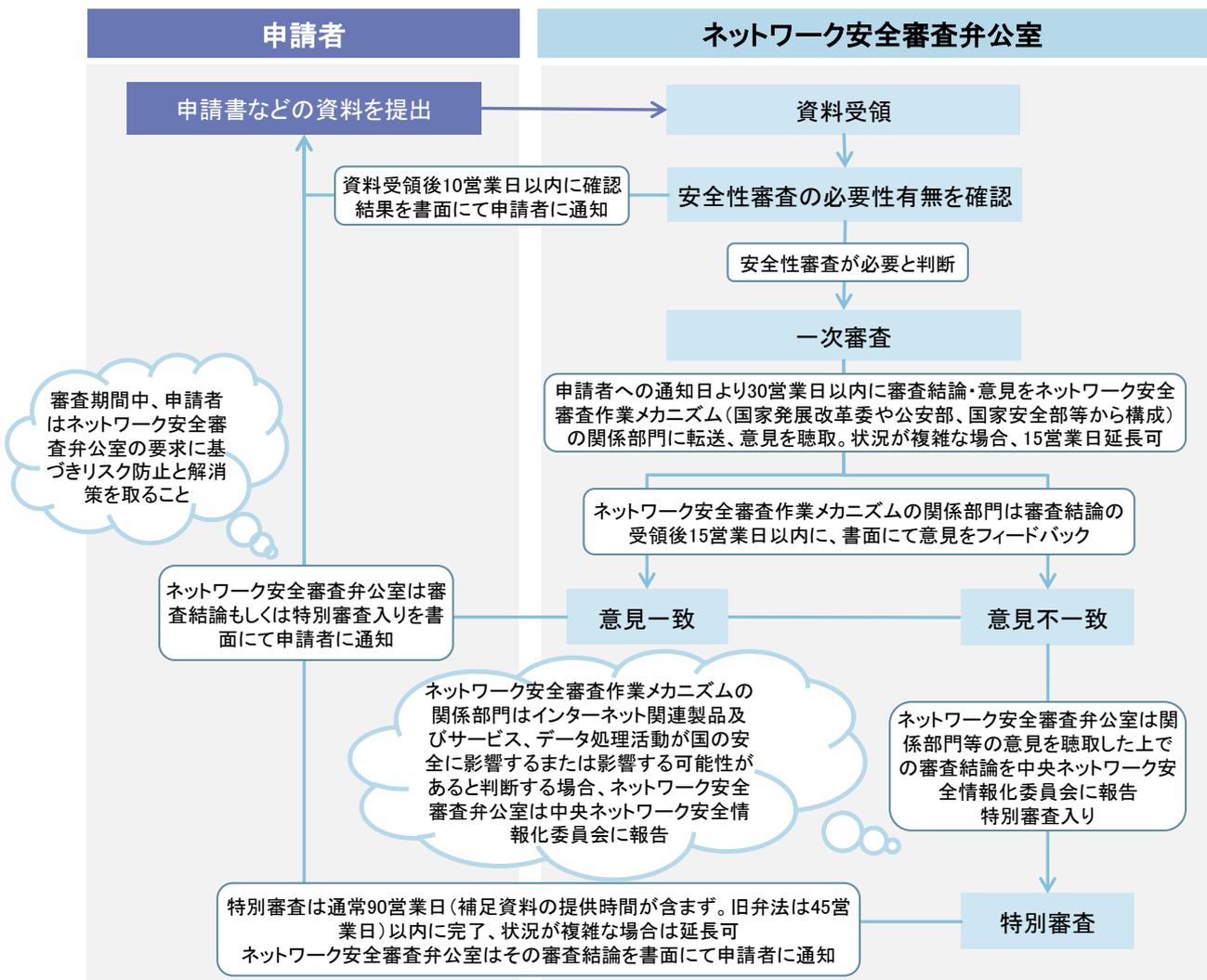
¹ 中国語原文は下記の URL よりダウンロードできます。
http://www.cac.gov.cn/2022-01/04/c_1642894602182845.htm

- ④ 製品及びサービス提供者による中国の法令規則の順守状況
- ⑤ 中核データ、重要データもしくは大量の個人情報が盗難、漏洩、毀損、不正利用、違法な越境移転リスク
- ⑥ 上場により、重要情報インフラ施設、中核データ、重要データもしくは大量の個人情報が外国政府に影響、支配、悪用されるリスク、サイバーセキュリティリスク
- ⑦ 重要情報インフラ施設、インターネット及びデータの安全を害する可能性があるその他の要因

□ 安全性審査の流れ

安全性審査の流れについては図表 2 をご参照ください。外国上場を計画する大手インターネットプラットフォームは安全性審査を通過できなければ、外国上場は禁止されることとなります。配車サービス大手の滴滴出行は昨年 6 月に米ニューヨーク証券取引所に上場したばかりですが、同年 12 月、同取引所の上場を廃止し、香港市場に上場する方針に転換しました。中国のデータ管理をめぐる法体制の整備に伴い、関連規制による各種企業への影響は広く注目されています。

【図表 2】 安全性審査の流れ



(弁法に基づき、中国アドバイザー一部作成)

■ 直近の重要政策

以下、直近に公布された主な政策をお知らせ致します。

金融政策

国家外貨管理局によるクロスボーダー貿易投資のハイレベルな開放の試行

(原文: 国家外汇管理局开展跨境贸易投资高水平开放试点)

国家外貨管理局 2022年1月4日公布

【主要内容】

- 国家外貨管理局は上海自由貿易試験区（自貿区）の臨港新エリア、広東自貿区の広州南沙新区、海南自由貿易港の洋浦経済開発区、浙江省寧波市北倉区などで外貨管理面の規制緩和を試行し、関連企業のクロスボーダーファイナンスや海外投資に便宜を図る。主な内容は以下の通りである
- 資本項目については以下9項目が挙げられる。①中小規模・零細ハイテク企業に対し、一定金額以内の自由な外債借入を認める、②適格海外有限責任組合（QFLP）、適格国内有限責任組合（QDLP）の試行を実施する、③越境資産譲渡業務を穏やかに展開する、④多国籍企業に対し人民元・外貨一本化した資金集中管理（プーリング）業務を行う、⑤外商投資企業による中国国内での再投資には登記を不要とする、⑥条件を満たす非金融企業の資本項目の外貨登記手続きが銀行にて実施することを認める、⑦資本項目の収入資金の使用範囲を拡大する、⑧条件を満たす企業に対し、クロスボーダーファイナンス及び投資に係る通貨を自由に選択することを認める、⑨非金融企業の海外融資の上限を適切に引き上げる
- 経常項目については以下4項目が挙げられる。①優良企業の経常項目における収支手続きを便利にする、②銀行による新型国際貿易（各種オフショア貿易等を含む）に係る決済業務の最適化を支持する、③貿易収支（経常取引）の集中決済と相殺差額決済（ネットィング）を適用する企業を拡大する、④貨物貿易における特殊外貨払戻には登記を不要とする

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

<http://www.safe.gov.cn/safe/2022/0104/20430.html>

財政政策

2022年の新エネルギー車の普及・応用に係る財政補助金政策に関する通知

(原文: 关于2022年新能源汽车推广应用财政补贴政策的通知)

財建〔2021〕466号

財政部等 2021年12月31日公布、2022年1月1日実施

【主要内容】

- 新エネルギー車の普及・応用に係る財政補助金政策の実施について、2022年末までで終了とする。2022年12月31日以降にナンバープレート付与される車両に対しては財政補助金を支給しない
- 2022年度の補助金の支給基準について、新エネルギー車（乗用車、商用車）は前年度より30%、公共バス・高速バス、タクシー（配車アプリ適用車を含む）、清掃車、宅配車、郵便車、空港専用車及び公用車等は同20%引き下げる
- 本通知は2022年1月1日より実施する

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

http://jjs.mof.gov.cn/zhengcefagui/202112/t20211231_3780322.htm

『国内貿易発展の第14次五カ年計画』の発表に関する商務部等22部門の通知

(原文：商务部等22部门关于印发《“十四五”国内贸易发展规划》的通知)

商務部等 2021年12月31日公布

【主要内容】

- 商務部等は『中華人民共和国国民經濟と社会發展第14次五カ年計画及び2035年までの長期目標要綱』及び『商務発展の第14次五カ年計画』に基づき、国内貿易の第14次五カ年計画を策定した
- 2025年までに社会消費品小売総額が50兆元、卸・小売り、ホテル・飲食業の生産額（付加価値ベース）が15兆7,000億元、EC小売額が17兆元となることを目標に挙げ、消費構造の最適化による雇用改善、デジタル化・スマート化のレベル向上によるEC業の拡大、標準化・グリーン化及びネットワークの健全化による流通効率と質の向上を目指す
- また、2035年までには、流通インフラの更なる整備、都市・農村部市場のバランスが取れた発展、国内外貿易の一体化した発展、ビジネス環境の更なる改善、国内貿易（消費）による經濟成長への牽引強化などを目標に掲げている
- 同計画は、①流通分野のデジタル化・スマート化の推進、②消費活動の拡大・質向上、強大な国内市場の形成促進、③標準化・一体化した市場体系の構築、④国内外の經濟が互いに促進し合う「双循環」の促進、⑤貿易分野におけるESGへの取り組み、⑥流通インフラの整備、安定した供給体制の確保などを主要任務に挙げ、テーマごとの發展の方向性を示している

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

<http://scjss.mofcom.gov.cn/article/cx/202112/20211203233666.shtml>

(各公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成)

■ 中国各地の最低月額賃金

現時点の中国各省・自治区・直轄市の最低月額賃金につきましては、以下の図表の通りとなります。

【図表】中国各省・自治区・直轄市の月額最低賃金の推移

(単位：元)

	省市名	最新調整月	2022年	2021年	2020年	2019年	2018年
華北	北京	2021年8月	2,320	2,320	2,200	2,200	2,120
	天津	2021年7月	2,180	2,180	2,050	2,050	2,050
	河北	2019年11月	1,900	1,900	1,900	1,900	1,650
	山西	2021年10月	1,880	1,880	1,700	1,700	1,700
	内モンゴル	2021年12月	1,980	1,980	1,760	1,760	1,760
東北	黒龍江	2021年4月	1,860	1,860	1,680	1,680	1,680
	吉林	2021年12月	1,880	1,880	1,780	1,780	1,780
	遼寧	2021年11月	1,910	1,910	1,810	1,810	1,620
華東	上海	2021年7月	2,590	2,590	2,480	2,480	2,420
	江蘇	2021年8月	2,280	2,280	2,020	2,020	2,020
	(蘇州)	2021年8月	2,280	2,280	2,020	2,020	2,020
	浙江	2021年8月	2,280	2,280	2,010	2,010	2,010
	山東	2021年10月	2,100	2,100	1,910	1,910	1,910
	福建	2022年4月(予定)	2,030	1,800	1,800	1,700	1,700
華南	広東	2021年12月	2,300	2,300	2,100	2,100	2,100
	(深圳)	2021年12月	2,360	2,360	2,200	2,200	2,200
	広西	2020年3月	1,810	1,810	1,810	1,680	1,680
	海南	2021年12月	1,830	1,830	1,670	1,670	1,670
中部	河南	2022年1月	2,000	1,900	1,900	1,900	1,900
	安徽	2021年12月	1,650	1,650	1,550	1,550	1,550
	江西	2021年4月	1,850	1,850	1,680	1,680	1,680
	湖北	2021年9月	2,010	2,010	1,750	1,750	1,750
	湖南	2019年10月	1,700	1,700	1,700	1,700	1,580
西北	陝西	2021年5月	1,950	1,950	1,800	1,800	1,680
	甘肅	2021年9月	1,820	1,820	1,620	1,620	1,620
	寧夏	2021年9月	1,950	1,950	1,660	1,660	1,660
	青海	2020年1月	1,700	1,700	1,700	1,500	1,500
	新疆	2021年4月	1,900	1,900	1,820	1,820	1,820
西南	重慶	2022年4月(予定)	2,100	1,800	1,800	1,800	1,500
	四川	2018年7月	1,780	1,780	1,780	1,780	1,780
	貴州	2019年12月	1,790	1,790	1,790	1,790	1,680
	雲南	2018年5月	1,670	1,670	1,670	1,670	1,670
	チベット	2021年7月	1,850	1,850	1,650	1,650	1,650

※2022年以外の金額は2021年12月31日時点の基準額です(各地人力資源社会保障局などに基づき中国アドバイザー一部作成)

【照会先】

担当者：中国アドバイザー一部 張巍

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1185)

E-mail : uei.zhang@mizuho-cb.com

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。

Copyright © 2022 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性或いは完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。